

受付番号票貼付欄

特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0801-05-003151
1. 名 称 特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
1. 主たる事務所 静岡県富士市大淵 99 番地の 27
1. 登記の事由 理事の変更
1. 登記すべき事項 別紙の通り
1. 添付書類
- | | |
|---------|--------------------------------|
| 社員総会議事録 | 1 通 |
| 理事の互選書 | 1 通 |
| 定款 | 1 通 |
| 就任承諾書 | 「就任承諾書は、総会議事録、理事の互選書の記載を援用する。」 |

上記のとおり、登記の申請をします。

平成 27 年 7 月 2 日

静岡県富士市大淵 27 番地の 6

申請人 特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会

静岡県富士市横割 3-2-5-203

理 事 小川 浩

連絡先の電話番号 0545-35-2439

静岡地方法務局 沼津支局 御中

別紙

「役員に関する事項」
「資格」 理事
「住所」 静岡県富士市横割 3-2-5-203
「氏名」 小川 浩
「原因年月日」 平成 27 年 6 月 16 日 就任

「役員に関する事項」
「資格」 理事
「住所」 静岡県富士市川成新町 95
「氏名」 佐野 勝美
「原因年月日」 平成 27 年 6 月 16 日 就任

第2号議案

平成27年28年度役員(案)

役員任期は、定款16条により、2年とする。

役員報酬は、今年度は全員なしとする。

理事長に小川浩氏と理事に佐野勝義氏が、新たに加わることを承認するものである。

(敬称略)

	氏名	住所または居所
顧問	松田 美夜子	熱海市田原本町 1-12-104
理事長	小川 浩	埼玉県上尾市今泉 25 の 5 富士市横割 3-2-5-208
副理事長 事務局長	小野 由美子	富士市大淵 27 番地の 6
副理事長	熊谷 良子	富士市大淵 99 番地の 27
会計	石倉 康子	富士市大淵 100 番地の 23
会計	平田 淳子	富士市大淵 95 番地の 76
理事	梅原 万奈	富士市今泉 3865-1
理事	小野 房雄	富士市大淵 27 番地の 6
理事	佐野 勝美	富士市川成新町 95
理事	岸本 美和子	富士市今泉 3689-18
理事	小松 春枝	富士市大淵 356 番地の 6
理事	石川 美枝	富士市伝法 2435-2
監事	大石 光男	富士市本市場 442-9
監事	廣田 貢	富士市大淵 370 番地の 51

役員就任承諾・誓約書

平成27年6月16日

特定非営利活動法人富士市のごみを考える会

代表者 熊谷 良子 様

住所又は居所 富士市大淵325番地

富士常葉大学小川浩研究室

氏 名 小川 浩

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 理事に就任することを承諾します。

*特定非営利活動促進法

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。